

マレーシア・タイにおける 中小企業金融支援調査（後篇）

伊藤 友見 一般財団法人日本経済研究所国際局 研究主幹

篠宮 正義 一般財団法人日本経済研究所国際局 主任研究員

前篇（前号掲載）では、本調査実施の背景・目的、アセアン5カ国（マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム、以下アセアン5カ国）における経済・産業の概況、及びアセアン5カ国における地場企業及び進出日系企業の動向とその資金調達状況について概観した。後篇では、これらを踏まえ、マレーシア・タイにおける中小企業金融の現状と課題、その他アセアン諸国（インドネシア・フィリピン・ベトナム）における中小企業金融の概況について紹介するとともに、マレーシア・タイの経験から得られる他のアセアン諸国への示唆を考察しようとするものである。

1. マレーシア・タイにおける中小企業金融の現状と課題

マレーシアは世界銀行／IFCが実施した「ビジネス環境の現状」において、「融資の受け易さ」が5年連続第1位にランクされていること、タイはアセアン地域において日系企業の進出が最多であり、かつ現地での資金調達が比較的行きやすいことから、ここではマレーシアとタイの中小企業金融に焦点を当て、その現状と課題について取り上げる。

(1) マレーシアにおける中小企業金融の現状と課題

① マレーシアの中小企業の資金調達の現状

マレーシアで登録されている銀行としては、商業銀行27行（うち外資系銀行19行）、イスラム銀行16行（うち外資系6行）、国際イスラム銀行5行、投資銀行15行がある¹。また、農業、中小企業など、国家の社会経済開発にとって戦略的に重要と考えられる主要セクターの開発・振興をするために政府により設立された開発金融機関（Development Finance Institution）13機関がある。

「マレーシア経済センサス2011」によれば、マレーシアの中小零細企業の資金調達は「株主、社内で調達した資金」が5割以上と最も多く、「銀行、金融機関、マイクロクレジット機関」からの調達は2割程度に留まっている。しかし、企業規模別に見ると、零細企業では銀行等からの調達は2割未満に留まっているものの、小企業では3割強、中企業では5割以上となっており、企業規模が大きくなるに伴い、銀行等からの資金調達が多くなっており、中企業では「銀行、金融機関、マイクロクレジット機関」からの調達が50%以上で、主な資金調達手段となっている（図表1）。

マレーシアの事業融資における中小企業融資の割

図表1 マレーシアの中小企業の資金調達源（2010年）

	零細企業	小企業	中企業	合計
銀行、金融機関、マイクロクレジット機関	17.4%	33.0%	51.7%	21.9%
株主、社内で調達した資金	58.1%	49.8%	47.8%	56.1%
友人・親戚	15.0%	12.8%	8.7%	14.3%
その他（リース会社、サプライヤー、NGO等）	27.5%	31.4%	32.0%	28.5%

（出所）Department of Statistics, Malaysia “Economic Census 2011 Profile of Small and Medium Enterprise”

¹ Bank Negara Malaysia HP (<http://www.bnm.gov.my>) 2013年4月3日アクセス

図表2 中小企業向け融資比率

国	マレーシア	タイ	インドネシア	ベトナム*
中小企業向け融資割合	41%	37%	35%	27%

(出所) 各国中央銀行資料、マレーシアは National SME Development Council、ベトナムについては2010年12月17日付 Vietnam News web 版より作成。

*ベトナムは参考

注) マレーシア、タイ、インドネシアは事業性融資残高に占める割合、ベトナムについては不明。時点については、タイ (2011年末)、インドネシア (2012年末)、ベトナム (2010年)。

合は41% (2011年) で、1999年の30%から増加している²。他国との比較では、タイとインドネシアの水準を上回っている (図表2)。

② 中小企業向けの主な金融支援制度の概要と利用状況

マレーシア政府による中小企業向け金融支援スキームとしては、融資、助成金、信用保証、株式、ベンチャーキャピタルがある。本調査では、主な金融支援制度として、融資、信用保証を取り上げ、また、金融インフラ整備の取り組みとして、信用情報機関について取り上げる。

融資支援制度としては、政府による金融支援融資プログラムが47件ある³。これらは、中小企業銀行等の開発金融機関が実施しているものが多く、過去に省庁ごとに実施していた経緯がありセクター毎に分かれている。対象はマレーシア人又はマレーシア資本51%以上を要件とするものが殆どとなっている。なお、規模としては、銀行と開発金融機関による中小企業融資残高1,821億リングット⁴ (2012年6月時点) に対し、政府プログラムの融資残高は177.6億リングット (2011年12月時点)⁵と約1割程

度の規模である。

政府の信用保証スキームは2011年末時点で7件あり、その保証残高の合計は14.3億リングット⁶で、前述の銀行と開発金融機関による中小企業融資残高の0.8%の規模である。政府による保証スキームを実施している主な機関は、マレーシア信用保証機構⁷ (CGC : Credit Guarantee Corporation) である。CGC 自体は、2011年に7,500社以上の中小企業に対して29億リングットの保証を行っているが、これは銀行と開発金融機関による同年の中小企業への融資承認額 (752億リングット、合計142,378件) の4%の規模である。なお、CGCの保証も、マレーシア資本51%以上が要件となっている。

マレーシアでは、中央銀行に信用情報データベース機関があり、全ての銀行が加入・信用情報提供を義務付けられている。また、2008年には中小企業の金融アクセス強化を目的として、CGC、Dun and Bradstreet Malaysia、マレーシア銀行協会による合弁で SME Credit Bureau (中小企業信用情報公社。2010年に Credit Bureau Malaysia に改称) が設立されている。同機関は、中小企業の信用情報と格付けを提供しており、銀行42行が加盟している。

² National SME Development Council “SME Masterplan 2012-2020” P54

³ <http://www.smeinfo.com.my> 2012年10月アクセス時点

⁴ 1リングット約30円

⁵ SME Corporation Malaysia “SME Annual Report 2011/12 Redefining the Future” P71, 77。2011年12月時点の45件の合計。

⁶ 2011年12月時点の7スキームの合計 (SME Corporation Malaysia “SME Annual Report 2011/12 Redefining the Future” P77)

⁷ CGCはBank Negara Malaysia (マレーシア中央銀行、76.4%) と商業銀行 (23.6%) が株主となっており、中小企業が金融機関から融資を受けられるよう支援することを役割としている。

図表3 アセアン5カ国の融資の受け易さ

	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
資金調達の上易さ (順位)	1	70	129	129	40
信用情報の深度 (指数: 0-6)	6	5	4	3	4
法的権利の強さ (指数: 0-10)	10	5	3	4	8
公的信用情報機関のカバー率 (成人に占める割合)	56.1%	0.0%	36.0%	0.0%	37.8%
民間信用情報機関のカバー率 (成人に占める割合)	81.8%	44.1%	0.0%	9.0%	0.0%

(出所) Doing Business 2013 (世界銀行/IFC)

世界銀行/IFCによる「ビジネス環境の現状2013」報告書の「融資の受け易さ」の指標の一つとして信用情報の深度指数を用いているが、マレーシアの信用情報の深度は高い評価がされている(図表3)。

③ 中小企業の資金調達に係る課題と改善に向けた主な取り組み

政府関係機関では銀行からの資金調達は改善していると考えられている⁸。他方、「中小企業マスタープラン2012-2020」によれば、中小企業(特に零細企業)は、信用力が低い、財務諸表の不備等の理由から、銀行融資を受ける際困難に直面していることも指摘されている⁹。また、業界団体等へのヒアリング調査では、起業間もなく金融機関との取引履歴が無い又は短い企業については、商業銀行からの借入は依然として難しい状況が窺われた。

マレーシアでは、中央銀行、中小企業公社、中小企業銀行などが企業に対して財務アドバイザーサービスを実施している。業界側としても、マレーシア銀行協会と会員銀行の共同の取り組みで、中小企業融資申請手続きの簡素化を行ったが、更にフェーズ2として申請プロセスの一層の簡素化や融資申請却下理由のフィードバックなど、更なる金融アクセス改善に向けた取り組みが継続されている¹⁰。

また、「中小企業マスタープラン2012-2020」では、企業のビジネスサイクルの段階に応じた、銀行以外からの資金調達手段の増加が重要とされている。政府の支援としては、今後、中企業向け资本市场、革新的企業向けベンチャーキャピタル等、銀行以外からの資金調達支援に重点が置かれる見込みである¹¹。

(2) タイにおける中小企業金融の現状と課題

① タイの中小企業の資金調達の現状

タイの中小企業金融の主要なプレイヤーとしては、バンコク銀行、カシコン銀行等に代表されるタイ地場商業銀行(16行)、日本のメガバンク3行に代表される外国銀行支店(15行)、政策的な目的に沿って設立された中小企業開発銀行(SME Bank: SME Development Bank of Thailand)に代表される政府系金融機関(8行)、その他(ファイナンスカンパニー、消費者金融、リース会社等)が挙げられる。

タイの中小企業の調達先としては、タイ中央銀行によれば、貯蓄(47%)、金融機関(25%)、内部留保(12%)となっており、またタイ商工会議所へのヒアリングによれば事業からの利益(自己資金)、友人からの借入、金融機関からの調達がそれぞれ3

⁸ National SME Development Council “SME Masterplan 2012-2020” P54及び中小企業公社への面談調査(2013年1月実施)

⁹ National SME Development Council “SME Masterplan 2012-2020” P54

¹⁰ SME Annual Report 2011/2012 P71

¹¹ SME Corporation への面談調査(2013年1月実施)

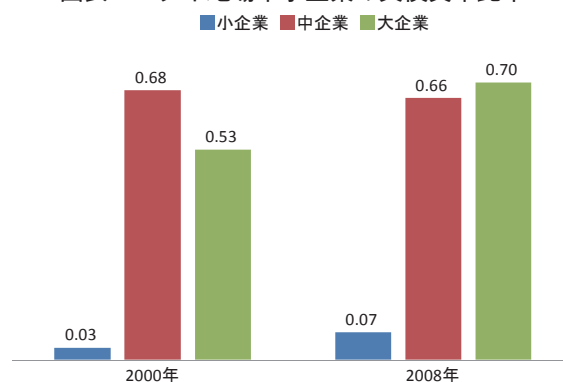
分の1ずつ程度を占める状況であり、金融機関からの調達是非常に少ないものとなっている。

図表4はタイ企業の負債資本比率を示したものであるが、中堅・大企業ほど比率が高く、小企業はほぼ0に近い比率であることから、小企業ほど外部からの資金調達（負債）をしていない（できていない）ことが推察される。

図表5で、タイ地場中小企業の申込に対する審査通過比率を示しているが、概ね70%台半ばとなっており、中小企業が金融機関から融資を受けることが難しいことがわかる。実際に中小企業が銀行から受ける事業融資の比率は、2011年時点で36.8%と2007年時点の28.1%に比べると大幅に増加している。この比率は、インドネシアに比べると高いものの、マレーシアに比べると低く（前掲図表2参照）、決して高い水準とはいえない。ただし、預貸率をみると、100%を超えていることから（外国銀行支店に

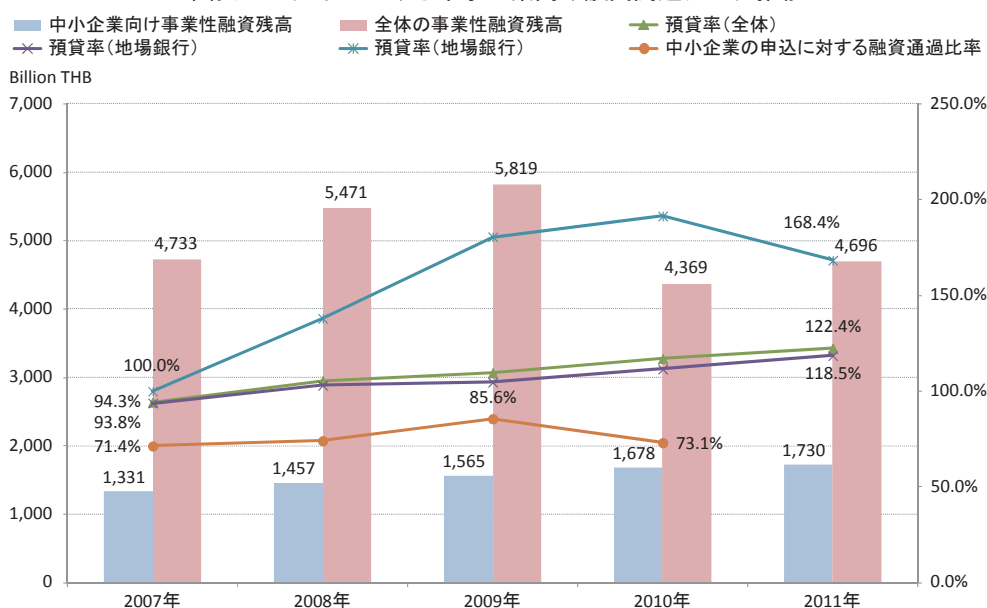
ついては、170%弱）、融資姿勢としては決して消極的なわけではない¹²。こうした状況からも銀行としては、現在までは大企業向けに注力し、中小企業向け融資にはそれほど力を注いでこなかった、もしくは融資することが難しかったということができよう。

図表4 タイ地場中小企業の負債資本比率



(出所) タイ商務省、ERIA

図表5 タイにおける中小企業向け融資関連データ推移



(出所) OECD (2012)、タイ中央銀行

¹² タイ以外の預貸率は100%以下となっている。

マレーシア：80%（2011）、インドネシア：81%（2011）、フィリピン：64%（2011）（出所）アジアにおける金融：バンキング・ビジネスと資本市場（2012）日本銀行

② 中小企業向けの主な金融支援制度の概要と利用状況

一方、タイにも中小企業向け融資を専門に取り扱う SME Bank、中小企業の信用保証を行うタイ信用保証公社（TCG：Thai Credit Guarantee Corporation）等の政府系金融機関はあるが、図表6に見る通り、融資については一定の実績があるとはいえ、保証についてはほとんど浸透していない状況である。また、ヒアリングによれば、政府系金融機関はほぼ商業銀行と同様の融資姿勢であり、公的金融機関がとるべきリスクをとっていない、政治の道具となっている、成長する企業を見抜く力（目利き能力）が不足しているといった厳しい声も聞かれた¹³。

③ 中小企業の資金調達に係る課題と改善に向けた主な取り組み

タイ中小企業振興局（OSMEP）によれば、タイ

の銀行が中小企業向け融資に消極的である理由は以下のように整理される（図表7）。

こうした銀行側の中小企業に対する情報不足を賄うべく、例えばマレーシアでは主に中小企業をカバーする信用情報機関が存在し、企業や経営者の概要、金融機関への延滞状況といった信用情報を金融機関向けに提供している。タイには National Credit Bureau という主として地場銀行が出資する組織があるものの、中小企業向け融資に際しての利用状況は明らかとなっていない。ただし、世界銀行／IFC が実施している「ビジネス環境の現状2013」報告書（前掲図表3参照）によれば、内容やカバー率についてはマレーシアがタイを大幅に上回っており、こうした金融インフラの整備状況の差が資金調達環境の差となっている一因と言えよう。

民間金融機関の一部は、個別に蓄積してきた情報を用いた独自のスコアリングシステムを活用し、一

図表6 タイの中小企業向け政府系金融機関概要

	概要	利用状況
融資	政府系金融機関の SME Bank が融資。タイ資本が過半数を超える企業が対象。但し、融資条件は民間銀行とほぼ同じ。	2010年実績 中小企業向け事業融資残高 民間銀行：1.7兆 THB SME Bank：812億 THB
保証	TCG が信用保証を供与。	2011年実績 17,641件、524億 THB

（出所）タイ中央銀行、タイ中小企業開発銀行、タイ信用保証公社等より作成

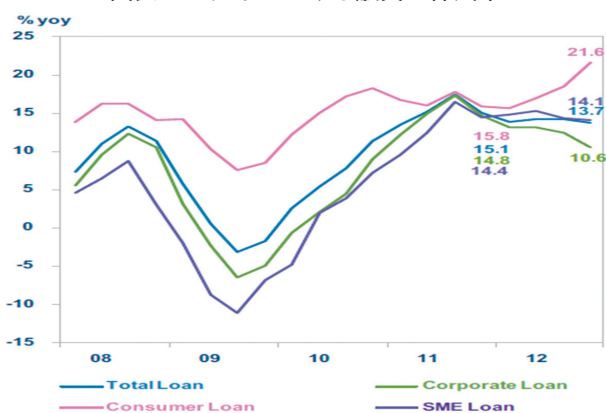
図表7 タイにおける中小企業の資金調達に関する課題

中小企業の観点	銀行の観点
銀行からの情報・指導不足 融資手続きの複雑さと不便さ 手数料・金利 担保不足等	担保不足 事業経験の不足 会計制度の信頼性の欠如 事業計画の欠如 延滞履歴 高いトランザクションコスト 政府の規制等

（出所）OSMEP（2007）

¹³ SME Bank を取り巻く環境は厳しく、2013年2月26日付 Bangkok Post によれば、SME Bank の不良債権比率は40%にまで達している。また、同紙3月7日付記事によれば、資本不足解消のために財務省による資本注入（555百万バーツ）が許可され、現在不良債権の削減に注力しているところである。

図表8 タイにおける融資の伸長率



(出所) タイ中央銀行 (2013)

定の金額以下であれば融資審査に要する時間を短縮し資金需要に迅速に対応するとともに、担保を優遇するといった制度を設け、中小企業者の資金ニーズに対応している金融機関もある。また、政府の取り組みにおいては、銀行と中小企業を繋ぐ存在として、中小企業診断士¹⁴やコンサルタントを育成し、企業経営サポートを行い、中小企業が金融機関と取引が円滑に行えるよう支援している。

上記のような取り組みに見られるように、タイ地場銀行自身の中小企業向け融資のスタンスも近年積極化しつつあり、図表8の通り、タイにおける中小企業向け融資の伸び率は、大企業向け融資よりも高いものとなっている。

④ 日系企業の資金調達

タイにおいては、バンコク銀行、カシコン銀行といった大手地場商業銀行がジャパンデスクを設置し、日本人や日本語を理解するタイ人を配置することで、現地進出日系企業に対して安心感を与え、企業と銀行の間で円滑な関係が築けていると考えられる。また、両行は日本の地銀と積極的な提携関係を

構築することにより、地銀のスタンドバイ LC を裏付けとした融資を行うことで、企業側にとってみれば現地の担保・保証問題を回避した資金調達ができること、取引のある地銀と提携関係にあるという安心感が得られていると考えられる。他方、地場銀行からみれば、書面でしか日本本社の状況を判断することができなくても、地銀の取引先であること、またその保証があること等で当該企業の信用力の補完がなされることで、積極的に融資を行えるというメリットがある。こうした取り組みが功を奏して、タイでは地場銀行と進出日系企業間での取引が拡大しているものと考えられる。

2. その他アセアン諸国（インドネシア・フィリピン・ベトナム）における中小企業金融の概況

(1) インドネシア

インドネシアにおいては、中小企業金融を専門に取り扱う金融機関は存在しない。政府系金融機関に類似する位置付けとしては、国営商業銀行（4行）が挙げられ、同国における中小企業向け融資の最大の貸し手となっている。ただ、「国営」とはいうものの、実態は商業銀行と同様となっている。また、地方政府等が出資している地方開発銀行も26行存在しているが、2012年時点で中小企業向け融資は8.6%を占めるに過ぎず、その存在感は小さい。

融資全体に占める中小企業向け融資の割合は2012年時点で22.6%（図表9）とマレーシアやタイに比べると低い水準にとどまっている。しかし、インドネシア政府も中小・零細企業の資金アクセスの改善に問題意識を有しており、2007年11月から後述する

¹⁴ タイの中小企業診断士制度は、1999年に日本政府が策定を支援した、「中小企業振興政策マスタープラン」に基づいて導入されたものであり、約450名の診断士が育成された。ただし、現在は約110名程度がタイ診断協会の会員として留まる程度となっており、JICA等の支援により診断士制度・有効活用の再構築が図られているところである。

図表9 インドネシアの中小企業向け融資 (単位：兆ルピア)

中小企業向け融資合計	2011年			2012年		
	24.4%	458.2	100.0%	22.6%	526.4	100.0%
国営商業銀行		222.6	48.6%		242.9	46.1%
商業銀行		204.3	44.6%		238.4	45.3%
地方開発銀行		31.3	6.8%		45.1	8.6%
(内、保証付き融資)		29.5	6.4%		39.8	7.6%
融資合計	100.0%	1,877.4		100.0%	2,327.3	

(出所) インドネシア中央銀行統計

図表10 Jamkrindo と Askrindo 概要

	Jamkrindo	Askrindo
株主	政府100%	政府100%
主要事業	零細・中小企業向け信用保証	零細・中小企業向け信用保証及び信用保険
保証債務残高	72.6兆ルピア (2011年末)	不明
総資産	4.9兆ルピア (2011年末)	4.0兆ルピア (2011年末)
自己資本	3.4兆ルピア (2011年末)	3.0兆ルピア (2011年末)
保証料収入	9692億ルピア (2011年末)	4920億ルピア (2011年末)
当期利益	3725億ルピア (2011年末)	1010億ルピア (2011年末)

(出所) Askrindo Annual Report (2011)、Jamkrindo Annual Report (2011) 等より作成

KUR (Kredit Usaha Rakyat：庶民事業融資) を開始した。また、2012年12月には、インドネシア中央銀行から銀行に対して融資残高の20%は中小企業向け融資とする通達が出されている。

KUR は、1件あたり2,000万ルピアまで無担保で借りることができ、金利は最大で年利22%と定められている。また、銀行側の貸出リスクを軽減するため、農林水産業と小規模事業については融資額の80%、それら以外の事業については70%の政府保証がつけられている。本プログラムには、国営商業銀行4行、商業銀行3行、地方開発銀行26行の合計33行が参加しており、残高は年々増加している(2010年末16.2兆ルピア、2012年末34.2兆ルピア、2013年目標36兆ルピア)。

インドネシアの信用保証は歴史が古く、1960年からサービスが提供されている。現在、国が出資する

信用保証公社2社(Jamkrindo、Askrindo)、地方政府が出資する地方信用保証公社数社(Jamkrindo Jatim、Jamkrindo Bali)が存在しており、主に中小企業向けの融資に対する信用保証を提供している(図表10)。

(2) フィリピン

フィリピンでは、「中小零細企業マグナカルタ(Magna Carta for Micro, Small and Medium Enterprises)¹⁵」が中小企業振興の法的根拠となっている。同法により、2008年から10年間、銀行は融資残高の8%を零細・小企業に、同2%を中企業に確保するよう義務付けられており¹⁶、2012年6月時点では、零細・小企業向けが6.6%(1,731億ペソ)、中企業向けが6.5%(1,703億ペソ)となっている¹⁷。

また、フィリピンでは2004年から、政府系金融機

¹⁵ 1991年制定共和国法第6977号、1997年改正共和国法第8289号、2008年改正共和国法第9501号

¹⁶ 当初、共和国法第6977号(1991年制定)では融資残高の5%を小企業向けに確保することが義務付けられていたが、その後、1997年の改正(共和国法第8289号)で小企業向け6%、中企業向け2%の確保に変更された。更に2008年の改正(共和国法第9501号)により本文の割合に変更されている。

¹⁷ Bangko Sentral ng Pilipinas “Status Report on the Philippine Financial System 1st Semester 2012”

図表11 SULONG プログラムによる中小零細企業への融資 (単位:百万ペソ)

	2006	2007	2008	2009	2010/6
DBP	11051.1	8514.5	11630.5	7592.1	4108.1
LBP	16214.4	16352.8	20001.4	21883.3	9986.9
NLDC	59.5	46.7	36.1	32.3	9.1
Phil Exim	201.6	327.8	283.1	275.8	93.9
Quedancor	1133.5	548.2	184.5	14.5	0
SB Corp	3443	2689.7	3004.8	1825.2	1057.1
SSS	303.6	96.6	455.5	186	50.2
合計	32406.6	28576.3	35595.8	31809.3	15305.3

(出所) Rafaelita M. Aladaba “Small and Medium Enterprises’ (SMEs) Access to Finance: Philippines” PIDS Discussion Paper Series No. 2012-05 原資料は DTI-BMSMED

関による中小零細企業金融プログラムである、SULONG (SME Unified Lending Opportunities for National Growth) プログラム¹⁸を実施している。融資手続きを簡素化・標準化することにより中小企業の金融アクセスを向上すること等を目的として実施されているもので、フィリピン土地銀行 (LBP : Land Bank of the Philippines)、フィリピン開発銀行 (DBP : Development Bank of the Philippines)、中小企業公社等7機関が参加している。

フィリピンの中小企業金融機関としては、「中小零細企業マグナカルタ」に基づき設立された中小企業公社 (Small Business Corporation) がある。同社は貿易産業省傘下の金融機関であり、中小零細企業への融資、信用保証、能力強化支援サービスを提供している。但し、SULONG プログラムによる中小零細企業への融資規模では、政府系金融機関ではLBPが最も大きく、中小企業公社はDBPに次ぎ第3位に留まっている (図表11)。

フィリピンにおける主な信用保証制度としては、中小企業公社による保証制度があり、フィリピン資本60%以上等の要件を満たす企業が対象となっている。2012年の保証実績は、中小企業49社、87.9百万

ペソで、中小企業による利用は極めて限定的な状況と考えられる。

(3) ベトナム

ベトナムには、政策金融機関が2機関ある (ベトナム開発銀行、ベトナム社会政策銀行) が、中小企業金融のみに特化した専門の金融機関はない。なお、「中小企業開発計画2011-2015」における金融支援措置の一環として、計画投資省による中小企業開発基金の設立が計画されている。

信用保証制度としては、中央政府と地方政府による信用保証基金がある。中央政府による信用保証基金は、ベトナム開発銀行が担当し、2009年より運営が行われている。また、地方政府が設立・管理する信用保証基金 (CGF : Credit Guarantee Fund) については、63省のうち13省がCGFを設立し、7省で設立に向けた準備が行われているに留まっており、中小企業の金融アクセス改善への効果は未だ限定的と見られている¹⁹。

(4) 3カ国における信用情報機関

インドネシアでは、インドネシア中央銀行が設立

¹⁸ SULONG プログラムは2012年に見直しが行われ、現在は ASENSO プログラム (Access of Small Enterprises to Sound Lending Opportunities) となっている。

¹⁹ Agency for Enterprise Development, Ministry of Planning and Investment “White Paper on Small and Medium Sized Enterprises in Viet Nam 2011”

した信用情報機関、BIK (Biro Informasi Kredit) がある。BIK は加盟金融機関が相互に情報を提供することで、企業に対する審査の迅速化と健全な企業に対する融資を促すことを目的としている。BIK には、銀行 (国営商業銀行、商業銀行、地方開発銀行等) 及び消費者金融機関、リース会社等140機関近くが加盟している²⁰。

フィリピンにおける一元的・包括的な信用情報機関としては、信用情報システム法 (2008年10月制定) に基づき信用情報会社 (Credit Information Corporation) が設立されている。しかし、信用情報データベース機関としての運営は始まっておらず、IFC が2013年2月から2014年12月末まで信用情報システムの構築を支援することになっている。

ベトナムの公的な信用情報機関としては、中央銀行傘下に信用情報センター (CIC : Credit Information Center) がある。CIC のデータベースには、企業40万社以上、個人2,000万人以上の情報が含まれている²¹。

世界銀行/IFC による「ビジネス環境の現状2013」における「資金調達のし易さ」についての評価は前掲の図表3の通りであり、それぞれの国で取り組みは行われているものの、信用情報の深度指数及び信用情報機関のカバレッジは、マレーシア・タイに及ばない状況であることが窺える。

3. マレーシア・タイの経験から得られる その他アセアン諸国への示唆

マレーシア・タイでの経験を踏まえ、今後アセアン各国が中小企業金融を強化するに当たっては、以下の点が示唆となろう。

(1) 政府及び金融機関による中小企業向け支援制度の拡充

中小企業は信用力、担保、書類作成能力等多くの要素において大企業に比べて不足しており、融資を受けにくい状況となっていることから、円滑な資金調達を行うためには一定程度の政府による支援が必要不可欠な状況となっている。

アセアン各国政府ともこうした状況に鑑み、中小企業向け融資プログラムや信用保証制度、中小企業アドバイザー等を整備している。しかしながら、各国の実施・利用状況は様々であり、必ずしも有効活用されているとは言えない状況である。一方、マレーシアでは政府による中小企業向け融資プログラムは47件あり、融資残高の約1割の規模となっているなど一定の役割を果たしているといえる。また、マレーシアの銀行協会と加盟銀行の共同の取り組みとして、融資申請手続きの簡素化や、融資申請却下理由のフィードバックなど、金融アクセス向上に向けた取り組みが継続的に実施されている。

このように政府による支援制度を拡充するとともに、資金の出し手である金融機関が共同した取り組みを行うことが政策の実効性をより高めるために必要不可欠であろう。

(2) 信用情報機関の整備 (金融インフラの整備)

中小企業向け融資では一般的に「情報の非対称性」が問題となり、大企業に比べて情報入手が難しい中小企業に対する返済能力・成長性を見極めることは容易ではない。こうした状況において、マレーシアでは中央銀行による信用情報データベースと、CGC による中小企業向け信用情報・格付け提供機関 (Credit Bureau Malaysia) の設立により、金融

²⁰ 商業銀行、総資産が100億ルピア以上の地方開発銀行、クレジットカード会社は加盟が義務付けられている。それ以外の金融機関については、インドネシア中央銀行の審査のもと加盟することが可能。

²¹ State Bank of Vietnam Annual Report 2011

機関側での情報共有を行う仕組みを整えており、金融機関が中小企業に対する融資しやすい環境を整えている。

こうした金融インフラの整備は短期的に実現し得るものではないが、情報が蓄積し精度が高まるほどに有効性が一層増すことから、極めて重要な要素といえる。

(3) 進出日系中小企業向け金融環境の整備

近年アセアン地域の進出日系企業の進出先でのビジネスが拡大するにつれて、現地通貨建ての取引も拡大傾向にある。現時点では親子ローンが主体となっているが、為替リスクの観点等から現地通貨建ての取引を志向する企業も増加傾向にあり、こうした傾向は今後益々高まることが予想される。

一方、現地で操業する日系中小企業の現地法人社長は一人で営業、財務、工場運営等全てみるケースも多く必ずしも金融関連の知識が豊富でないこと、言語の問題等もあり現地金融機関との取引のハードルは高いものがある。また、現地金融機関側としても日本の親会社の信用力評価が難しいことから日系

企業との取引に躊躇するケースが多い。

そのため、タイではジャパンデスクを設け、日本人、日本語を操ることができる現地スタッフ、地方銀行からの日本人職員の受け入れ等を通じ、日系企業との取引を行いやすい環境を整えている。

こうした取り組みは、今後同様に日系企業の進出が予想されるその他のアセアン諸国において参考になろう。

おわりに

以上、アセアン5カ国における経済・産業の概況、地場企業及び進出日系企業の動向とその資金調達を紹介の上、マレーシア・タイにおいて地場中小企業・進出日系企業向けに進んでいると考えられる取り組みを挙げてきたが、その他アセアン諸国における状況や規制等が様々であることから全面的に取り入れることは難しいかもしれない。しかしながら、こうした取り組みが中小企業の金融アクセス向上の一端を担っていることは事実であることから、どのような形がアセアン各国に合致するか検討していくことが必要である。